

裁 決 書

審査請求人

〇〇市〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

三島市長 豊岡 武士

上記審査請求人が令和元年12月25日付けで提起した上記処分庁の差押処分（令和元年10月28日付け三財市第03006066号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、既に取立てが完了した令和元年12月支給分から令和3年2月支給分までの審査請求人の老齢年金に係る支払請求権についての差押処分の取消しを求める部分を却下し、その余の部分に係る審査請求を棄却する。

理 由

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和元年10月27日時点で、平成20年度4期分及び平成21年度2期分から平成23年度4期分までの固定資産税3,118,403円、平成19年度4期分、平成20年度3期分、平成20年度4期分及び平成21年度2期分から平成23年度4期分までの延滞金3,325,100円並びに平成21年度2期分から平成23年度4期分までの督促手数料550円の合計6,444,053円を滞納していた。
- (2) 処分庁は、令和元年10月28日、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第373条第1項の規定に基づき、審査請求人が第三債務者に対して有する老齢年金の支払請求権（以下「本件債権」という。）を差

し押さえるため、厚生労働省年金局事業企画課長を第三債務者として債権差押通知書（同日付け三財市第 03006066 号）を送付し、同月 30 日に到達した（以下「本件処分」という。）。併せて、同年 11 月 18 日、法第 373 条第 7 項の規定に基づく国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の例により、審査請求人に対し、差押調書（同日付け三財市第 03006066 号）を送付した。

- (3) 処分庁は、令和元年 12 月 20 日、審査請求人に対し、法第 373 条第 7 項の規定に基づく国税徴収法第 128 条第 1 項及び同法第 131 条の例により、配当計算書及び充当通知書を送付し、並びに受け入れた金銭の配当を行い、滞納金額の一部に充当した。
- (4) 審査請求人は、令和元年 12 月 25 日、三島市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。
- (5) 処分庁は、令和 2 年 2 月 20 日、同年 4 月 20 日、同年 6 月 18 日、同年 8 月 19 日、同年 10 月 16 日、同年 12 月 17 日及び令和 3 年 2 月 16 日に、それぞれ第三債務者から受け入れた金銭の配当を行い、滞納金額の一部に充当した。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のように主張し、本件処分の取消しを求めている。（次のようなことから、本件処分が違法又は不当であるとする趣旨と解される。）

ア 審査請求人は、本件処分により差し押さえられた老齢年金と親兄弟の援助を受けて、障害のある長男との生活費と未成年の長女の教育費を負担しながら、最低限度の生活をしている。

本件処分は、日本国憲法に定められた生存権を侵害するものである。

イ 本件処分は、既に 10 年以上前に発生した固定資産税であり、納税日より 5 年（地方税 3 年）を経過していることから、納税義務は時効により消滅している。

ウ 当該固定資産税の土地についても、10 年近く前に第三者に任意売却されており、その時点で差押解除しており固定資産税は法律上消滅している。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求が棄却されることを求めている。

ア 本件固定資産税は、課税客体である土地、家屋の売買による所有権移転及び差押解除によって、過去の課税が法律上消滅することはない。また、徴収権についても、差押え（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（以下「改正前民法」という。）第147条第2号）、一部納付及び債務承認（同条第3号）、交付要求（法第18条の2第1項第3号）等により、随時、時効の中断がなされており消滅していない。

イ 本件処分の差押額については、請求人の承諾を受けたものであり、国税徴収法第76条第1項の規定により扶養人数等を考慮し算出される差押可能額2か月ごと83,000円を下回る2か月ごと80,000円としており、請求人が主張する憲法に定められる生存権を侵害するものではない。

ウ したがって、本件処分については、請求人が固定資産税を滞納し、完納に向けた真摯な自主納付の意思がみられなかったため、法第373条第1項の規定に基づき執行されたものであって、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 関係法令の内容

審査庁として本件審査請求を判断するに当たり、本件処分の関係法令を整理する。

(1) 固定資産税の滞納処分に関する国税徴収法の規定の準用に関する規定

・法第373条

前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による（第7項）。

(2) 国税徴収法における滞納処分手続に係る規定

・国税徴収法第62条

債権（中略）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う（第1項）。

第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる（第3項）。

・同法第 66 条

給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押の効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ。

・同法第 67 条

徴収職員は、差し押えた債権の取立をすることができる（第 1 項）。

徴収職員が第 1 項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす（第 3 項）。

(3) 国税徴収法等における差押禁止額に係る規定

・国税徴収法第76条

給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない（第1項）。

- 一 所得税法第183条(給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条(年末調整)、第192条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第212条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 地方税法第321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- 三 健康保険法(大正11年法律第70号)第167条第1項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料(所得税法第74条第2項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額
- 四 滞納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

・ 国税徴収法第 77 条

社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金（中略）に係る債権は給料等と（中略）みなして、前条の規定を適用する（第1項）。

・ 国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条

法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者（中略）その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5千円を加算した金額）とする。

4 審査庁の判断

(1) 本件審査請求に係る法律上の利益について

審査請求は、行政庁の処分に不服がある者ができるとされているところ（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条）、「処分に不服がある者」とは、処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者と解されている。

また、固定資産税に係る滞納処分は、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされており、債権の差押えの場合、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって差押えの効力が生じ、これによって、徴税吏員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る固定資産税を徴収したものとみなすこととされている。このことからすれば、「債権差押処分は、徴税吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことを併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないもの」（広島高等裁判所松江支部平成 25 年（行コ）第 7 号・平成 25 年 11 月 27 日判決）と解すべきである。

これを本件についてみると、処分庁が差し押さえた本件債権の取立てを行い、既に配当を終えて完了している部分については、処分の目的を達し、その法的効果は消滅しており、本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないと言える。もっとも、本件債権のような継続収入の債権の差押えの効力は、徴収すべき税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額に及ぶことから（国税徴収法第66条）、本件処分のうち、いまだ取立てが行われていない部分については、なお、法律上の利益が存すると言える。

(2) 本件処分の違法性及び不当性について

ア 本件処分の手続について

審査請求人は、本件処分は日本国憲法に定められた生存権を侵害するものである旨主張するが、以下のとおり同権利を侵害するものとは言えない。

(ア) 本件処分は債権差押に係る法定の手続に則っており、違法又は不当な点はない。

(イ) 国税徴収法第76条第1項及び第77条第1項の規定は、給与、年金等による収入が一般の給与等生活者の生計に占める重要性に鑑み、これらの者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与、年金等の差押禁止を定めているところ、処分庁はこの規定に従い、本件債権に係る支給額から法定の差押禁止金額を控除して差押えを執行しているから、適法かつ妥当な処分であるといえる。

イ 徴収権の時効について

審査請求人は時効により納税義務が消滅している旨主張するが、本件処分が執行されるまで、差押え（改正前民法第147条第2号）、一部納付及び債務承認（同条第3号）並びに交付要求（法第18条の2第1項第3号）により、随時、時効の中断がされていたことが認められるから、徴収権は消滅していないと言える。

ウ 任意売却及び差押解除による固定資産税の消滅について

審査請求人は、本件処分の原因となる課税客体である土地は10年近く前に第三者に任意売却されており、その時点で差押えを解除しているため、その土地の固定資産税は法律上消滅している旨主張するが、そのように解すべき法令上の根拠はなく、その主張を採用することはできない。

- (3) 以上のとおり、本件審査請求のうち、既に取り立てが完了した本件債権に係る差押処分の取消しを求める部分は不適法であるからこれを却下し、その余の部分に係る審査請求は理由がないからこれを棄却することとして、行政不服審査法第45条第1項及び第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年4月13日

審査庁

三島市長 豊岡 武士

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して6月又はこの裁決の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。